

< 一般委託 >

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

道路側溝清掃業務その2業務委託 仕様書

道路側溝清掃業務その2業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路区域内の道路側溝などの清掃を行うものである
2	履行期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市内
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務仕様書」のとおり
6	関係法規	なし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可(神奈川県又は横須賀市)を有すること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託);単位(内訳書のとおり)
9	支払方法	本件は2回払い(12月・3月の末締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評価	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和3年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、これ以外に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。
13	監督員 連絡先	建設部道路維持課 担当 田嶋 利雄 046-822-8399

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

道路側溝清掃業務その2 業務委託 契約単価内訳書

(税抜)

番号	種別	細別	単位	予定数量	上限単価	契約単価	適用
1	側溝清掃(人力)	蓋無	m	150	1,700		
2	側溝清掃(人力)	Co蓋	m	100	3,000		
3	側溝清掃(人力)	鋼蓋(※付締無)	m	20	2,950		
4	側溝清掃(人力)	鋼蓋(※付締有)	m	20	4,300		
5	側溝清掃(人力)夜間	蓋無	m	7	2,400		
6	側溝清掃(人力)夜間	Co蓋	m	7	4,400		
7	側溝清掃(人力)夜間	鋼蓋(※付締無)	m	5	4,400		
8	側溝清掃(人力)夜間	鋼蓋(※付締有)	m	5	6,400		
9	側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡未満 堆積率50%未満	m	500	4,200		
10	側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡未満 堆積率50%以上	m	250	6,300		
11	側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡以上 堆積率50%未満	m	70	5,650		
12	側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡以上 堆積率50%以上	m	70	9,000		
13	側溝清掃(機械)夜間	断面積0.125㎡未満 堆積率50%未満	m	30	5,400		
14	側溝清掃(機械)夜間	断面積0.125㎡未満 堆積率50%以上	m	10	7,000		
15	側溝清掃(機械)夜間	断面積0.125㎡以上 堆積率50%未満	m	5	7,500		
16	側溝清掃(機械)夜間	断面積0.125㎡以上 堆積率50%以上	m	5	11,000		
17	管渠清掃(機械)	200mm以上 - 400mm未満 堆積率50%未満	m	150	3,300		
18	管渠清掃(機械)	200mm以上 - 400mm未満 堆積率50%以上	m	150	4,800		
19	管渠清掃(機械)	400mm以上 - 800mm未満 堆積率50%未満	m	10	5,750		
20	管渠清掃(機械)	400mm以上 - 800mm未満 堆積率50%以上	m	10	7,450		
21	管渠清掃(機械)夜間	200mm以上 - 400mm未満 堆積率50%未満	m	5	5,000		
22	管渠清掃(機械)夜間	200mm以上 - 400mm未満 堆積率50%以上	m	5	7,400		
23	管渠清掃(機械)夜間	400mm以上 - 800mm未満 堆積率50%未満	m	5	6,800		
24	管渠清掃(機械)夜間	400mm以上 - 800mm未満 堆積率50%以上	m	5	9,650		
25	集水樹清掃(人力)	有蓋 土砂厚25cm未満	箇所	10	4,000		
26	集水樹清掃(人力)	有蓋 土砂厚25cm以上	箇所	10	5,250		
27	集水樹清掃(人力)夜間	有蓋 土砂厚25cm未満	箇所	3	6,000		
28	集水樹清掃(人力)夜間	有蓋 土砂厚25cm以上	箇所	2	7,900		
29	土砂撤去清掃工(人力)	側溝上堆積土砂 清掃・積込み含む	m ³	1	199,900		・側溝の上に堆積した土砂の撤去及び清掃 ・土砂のダンプトラック等への積込み(水切り後の積込みも含む) ・後片付け等を含む
30	落葉撤去清掃工(人力)	側溝上堆積落葉 清掃・積込み含む	m ³	1	139,600		・側溝の上に堆積した落葉の撤去及び清掃 ・落葉のダンプトラック等への積込み(水切り後の積込みも含む) ・後片付け等を含む
31	ゲレチング清掃工(人力)	目詰まり除去作業を含む W=0.52m以下	m	20	12,900		・W = 0.52m以下 ・目詰まり除去作業を含む
32	汚泥運搬	2tダンプトラック 10km以下	t	10	9,100		
33	汚泥運搬 夜間	2tダンプトラック 10km以下	t	5	12,000		
34	小車運搬 昼間	運搬 - 取卸し土・石 100m以下	m ³	1	10,000		
35	小車運搬 夜間	運搬 - 取卸し土・石 100m以下	m ³	1	14,550		
36	交通誘導警備員B		人	37	34,050		
37	交通誘導警備員B(夜間)		人	4	50,000		

契約単価は、消費税を含まない諸経費を含んだ金額を記入すること。

予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

契約単価は、契約者が記入すること。

る。平均距離 100m以内としている。

4 写真管理について

以下の内容について整理し監督員に提出すること。

撮 影 内 容	
施行前	側溝等の形状（幅、深さなど）、土砂等の堆積状況が確認できるもの
作業中	全体の状況、人力作業または機械作業が確認できるもの
施行後	清掃完了の状況（幅、深さなど）が確認できるもの
出来形	実施延長が確認できるもの 側溝清掃人力作業は、桝と桝の間で計測し、桝は別途計上 側溝清掃機械作業は、桝も含めた延長で計測 管渠清掃は側溝清掃機械作業に準じる
撮影頻度	桝と桝の間で1箇所以上
交通誘導警備員	人数が確認できるもの
その他	監督員が指示するもの

5 業務委託に係る提出書類について

以下の内容について整理し監督員に提出すること。

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）（委託者側から受取ること）
- ・産業廃棄物処分業者の計量伝票（写し可）
- ・交通誘導警備員の警備日報（写し可）
- ・しゅん工書類
- ・その他、監督員が指示するもの

6 使用機械について

機械清掃による側溝清掃工及び管渠清掃工は、設計において以下に示す作業車を想定している。

- 1) 排水管清掃車 ジェット式
- 2) 側溝清掃車 ロータリープロア式
- 3) 散水車

特 記 事 項

- (1) 契約単価以外の作業となる場合は、事前に協議を行い単価の決定をする。
また、受注者が現地確認等をし、契約単価以外の作業と確認した場合は、事前に協議を行い単価の決定をする。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを事前に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類 : 汚泥
数量 : 15 t (予定数量)

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面により甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。

(甲乙の責任範囲等)

第 4 条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先

(汚泥混合)

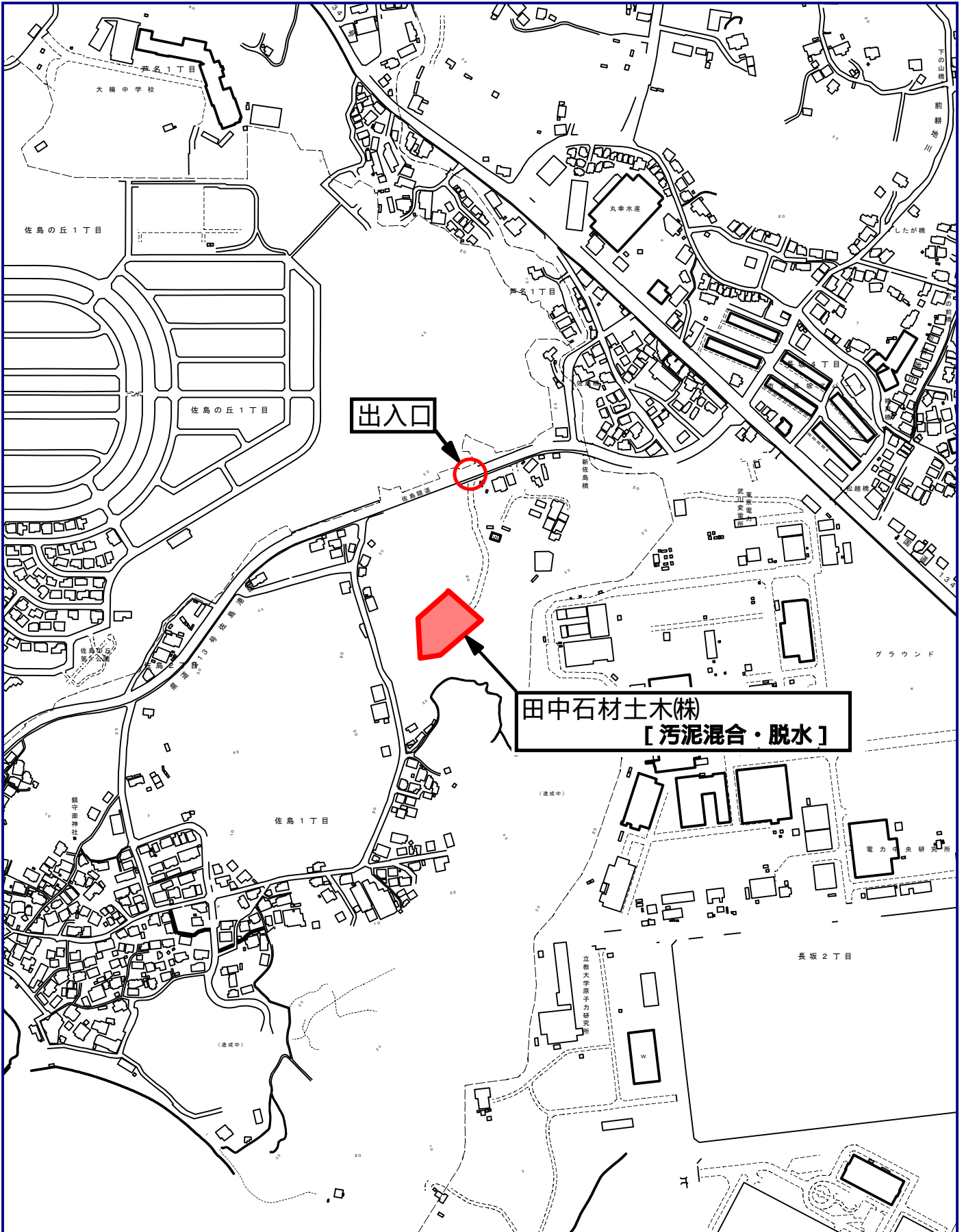
事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市佐島1丁目2番1号
処分の方法 : 汚泥混合・脱水
施設の処理能力 : 240 m³ / 8 h

(汚泥無機)

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市長坂4丁目2番地
処分の方法 : 汚泥無機・混合破碎
施設の処理能力 : 800 m³ / 8 h

位置図

(田中石材土木(株) 横須賀市佐島1丁目2番1号)



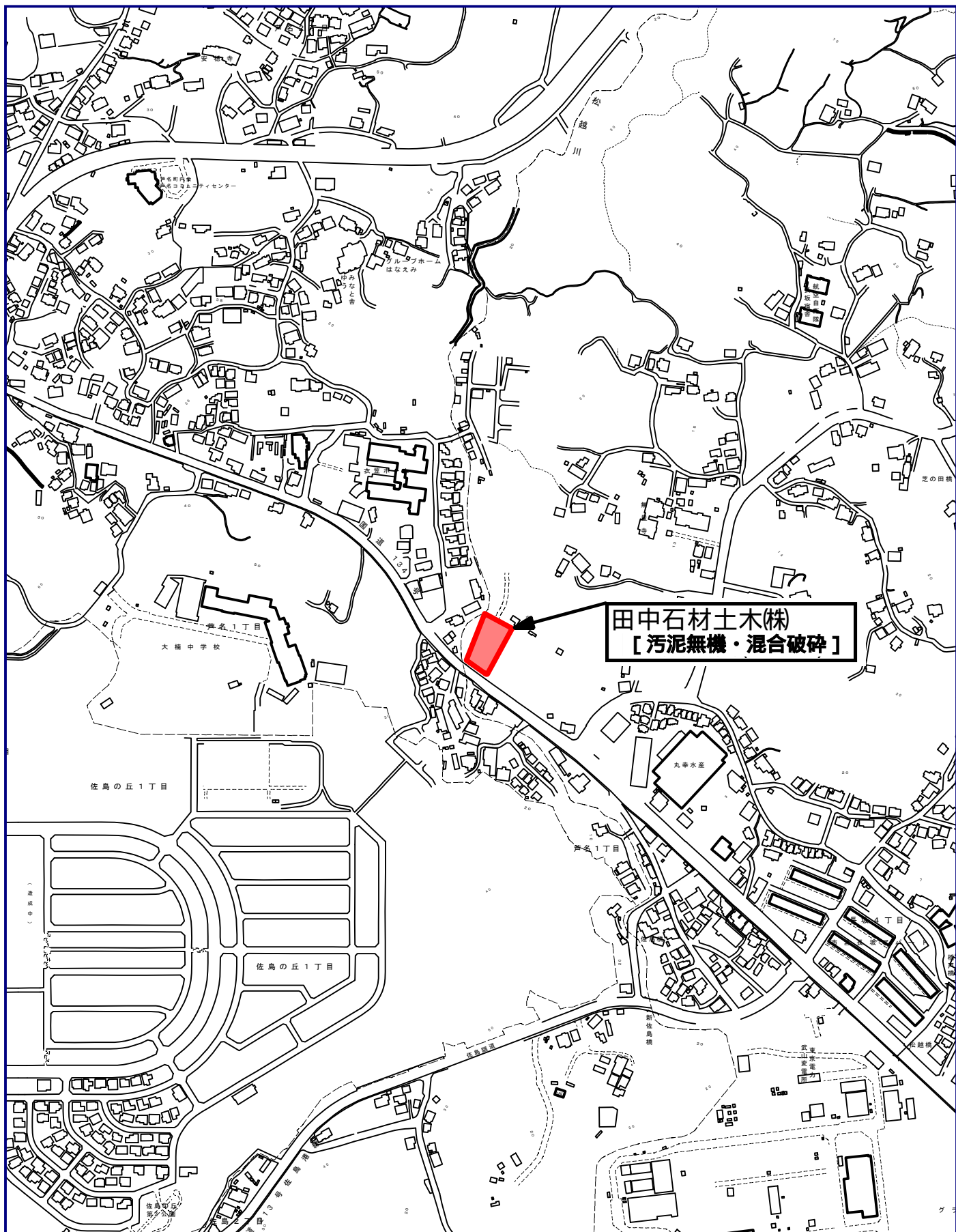
出入口

田中石材土木(株)
[汚泥混合・脱水]



位置図

(田中石材土木(株) 横須賀市長坂4丁目22番地)



100m

1/5000